

空き家バンク Q & A

～空き家・空き地をみたい方、借りたい方編～

Q 1. 空き家バンクの利用申請ができる人はどのような人ですか？

A. 空き家バンク制度に同意された上で羽幌町に移住・定住を希望し空き家の購入又は賃借を希望する方ならどなたでも申込できます。また、羽幌町内に在住の方も申込できます。

Q 2. 利用申請するのに必要な書類は何ですか？

A. 以下の書類が必要です。

・空き家バンク利用申請書（別記様式第7号）

※書類はホームページからPDF又はWord版での印刷可能です。記載例も掲載してありますので参考にしてください。

羽幌町ホームページ⇒「空き家バンク」⇒「空き家バンク利用申請書」

※書類を町民生活係宛てまで持参、郵送、メール、FAXにて提出してください。

※印刷できない環境の方は書類を郵送しますのでご連絡ください。

Q 3. ホームページを見て気になる物件があります。所有者の方と直接交渉したいので住所、氏名、連絡先を教えてくださいませんか？

A. 交渉を希望する場合は、利用申請書を提出してください。

Q 4. 内覧希望したいのですが都合の良い日に合わせてもらえますか？

A. 羽幌町では日程調整及び契約交渉の立会には一切関わりません。まずは利用申請書を提出していただき、利用希望者には空き家登録者又は宅地建物取引業協会（宅建協会）旭川支部留萌分区の連絡先が記載された書類を送付しますので、希望者が登録者又は宅建協会に直接電話して日程調整をしていただきます。

Q 5. 希望する物件が「商談中」となっていました利用申請することは可能ですか？

A. 申請は可能ですが、交渉は先着順でご案内しているため申し込んだからといってすぐに交渉できるとは限りません。また先着者が成約する場合がありますのでそれをご理解いただいた上で申請してください。

Q 6. 空き家に定住するのではなく、月に数日滞在する場合でも利用申請することは可能ですか？

A. 定期的な滞在についても利用申請は可能です。ただし、建物や敷地を管理することが条件となります。

Q 7. 空き家バンクで購入した空き家を改修したいと考えていますが羽幌町では空き家を対象とした補助金制度はありますか？

A. 空き家改修の補助金制度はあります。申請者及び市街・離島地区の区分により補助金の上限額が変わるため、詳細は羽幌町のホームページ「羽幌町空き家対策補助金」をご覧ください。

問合せ先

住 所：〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1

担 当：羽幌町役場 町民課町民生活係

電 話：0164-68-7003（町民課直通）

F A X：0164-62-3206

Eメール：c-seikatsu@town.haboro.lg.jp